

野々市市低入札基準価格取扱要綱の改正内容について

※令和 7 年 1 月入札分から適用となります。

(1) 低入札基準価格および低入札基準価格の上限額・下限額の端数処理

【改正前】 10 万円単位

【改正後】 1 円単位

(2) 建設工事の低入札基準価格の算出方法

【改正前】

建設工事	直接工事費	10 分の 9.7
	共通仮設費	10 分の 9
	現場管理費	10 分の 9
	一般管理費	10 分の 6.8

【改正後】

種別	区分	算出率
土木工事	直接工事費 (ア)	(ア) × 10 分の 9.7
	共通仮設費 (イ)	(イ) × 10 分の 9
	現場管理費 (ウ)	(ウ) × 10 分の 9
	一般管理費 (エ)	(エ) 10 分の 6.8
建築工事及び設備その他の工事	直接工事費 (ア)	$\{(ア) \times 10 \text{ 分の } 9\} \times 10 \text{ 分の } 9.7$
	共通仮設費 (イ)	(イ) × 10 分の 9
	現場管理費 (ウ)	$\{(ア) \times 10 \text{ 分の } 1 + (ウ)\} \times 10 \text{ 分の } 9$
	一般管理費 (エ)	(エ) × 10 分の 6.8

(3) スクラップ処分益の取扱い

【改正後】

スクラップ処分益が計上されている場合は、各経費の算出合計額からスクラップ処分益を控除した額を低入札基準価格とする。

(例) 土木工事の低入札基準価格

直接工事費 × 10 分の 9.7
+ 共通仮設費 × 10 分の 9
+ 現場管理費 × 10 分の 9
+ 一般管理費 × 10 分の 6.8

－ スクラップ処分益

低入札基準価格

(4) 変動型平均価格の算出にあたって、著しく低い価格での応札金額を排除

【改正後】

予定価格の5割に満たない応札金額＝著しく低い価格での応札金額については、除外したうえで、変動型平均価格を算出

(例)

応札した者14者のうち、予定価格の制限の範囲内で応札した者が13者いたが、①については予定価格の5割に満たない価格で応札しているため、有効入札者から除外して変動型平均価格を算出

予定価格		28,540,000	事前公表	入札金額 予定価格の5割 13,000,000円 < 14,270,000円 のため、有効入札者から除外	
低入札基準価格		24,689,800	事後公表		
入札 順位 及び 金額	順位	入札金額 (税抜き) 円	低入札基準価格 との差 円	判定	予定基準 (入札金額／A)
	① ー	13,000,000	△ 11,689,800	無効	
	② 1位	20,000,000	△ 4,689,800	失格	80.65%
	③ 2位	24,000,000	△ 689,800	落札	96.77%
	④ 3位	24,100,000	△ 589,800		97.18%
	⑤ 4位	24,200,000	△ 489,800		97.58%
	⑥ 4位	24,200,000	△ 489,800		97.58%
	⑦ 6位	27,200,000	2,510,200		109.68%
	⑧ 7位	27,300,000	2,610,200		110.08%
	⑨ 8位	27,400,000	2,710,200		110.48%
	⑩ 9位	27,500,000	2,810,200		
	⑪ 10位	27,600,000	2,910,200		
	⑫ 11位	27,700,000	3,010,200		
	⑬ 12位	27,800,000	3,110,200		
	⑭ ー	30,000,000	5,310,200	無効	
変動型平均価格 (A)		24,800,000	有効入札者12者×0.6=7.2÷8位までの 平均価格		
結果 (落札者)		1位失格 (変動型平均価格の85%未満) 2位落札 (変動型平均価格の90%以上)			